

森林づくり県民税活用事業

【補助率の設定】

森林整備（間伐等）事業：9/10、ハード事業（施設整備）：1/2、人材育成、里山整備利活用（森林整備事業を除く）：10/10（5年間の緊急措置）、それ以外のソフト事業：3/4を原則とする。

※パブリックコメント及び県民説明会等での御意見を踏まえて追加した事項についてはアンダーラインを付して表記した。

1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

(1) 防災・減災のための里山整備

<必要性・独自性>

- 地球温暖化の影響等で局地的な豪雨等が増大する中、各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防ぐための森林の整備は、人命、財産を守ることを使命とする本県にとって喫緊の課題。
- そのため、未整備の里山のうち、航空レーザー測量等の科学的知見を活用して、①山腹崩壊の危険度、②保全対象からの距離、③森林管理の状態の3つの視点から危険性が高い箇所を絞り込み*間伐を実施。
- 間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、路網整備を含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、豪雨時に間伐材が流出する懸念を無くすことが必要。

| | |
|--------------|---|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 防災・減災を目的とした里山の間伐（搬出間伐を含む）等 間伐に必要な所有者の同意取得や境界明確化等 規模の小さな森林に対応するため、事業要件を見直し* <p>※見直し後の要件等</p> <p>【里山整備事業】・1箇所当たりの整備面積：0.1ha以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者との協定期間（現行20年）を10年間に緩和 道路沿い等で経費が割高になる場所は実態に合わせた適正な単価を設定 <p>【境界明確化等条件整備】・1箇所当たりの面積要件なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 条件整備実施後に間伐を実施する期限（現行翌年度）の上限を5年間に緩和 |
| 目指す成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> 防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐 概ね5,700ha程度/5年間 |
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 間伐等、里山の境界明確化等 事業費概ね19.8億円程度、うち森林税概ね12.7億円程度 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> 補助率9/10で事業を実施（国庫補助事業の活用が可能な場合は、国庫補助事業を活用し、県が従来の補助率7/10を嵩上げて事業を実施（防災・減災を目的とした間伐については、全体の1/2を国庫補助事業対象と想定）。国庫補助事業が活用できない場合は、全額森林税で実施） 規模の小さな森林など、30ha以上の集約化が困難な場合は、国庫補助事業の対象外。 |

※ ①、②、③の3つの視点で実施箇所を絞り込むことを基本とするが、森林の状況や市町村の意向等、現地の状況に応じて、絞り込んだ箇所と周辺森林の一体的な整備にも対応することとする。

(2) 河畔林の整備

<必要性・独自性>

- 一級河川区域（官地）内の立木は、洪水流下の阻害や流出して橋梁に引っかかるなど、氾濫の原因となるため、河川管理者の責務として県が伐採しているが、河川区域外の河川保全区域（民地）等の立木（河畔林）は、所有者による手入れが不十分で間伐がなされておらず、細く倒れやすい木が密生し、豪雨時に倒れ、橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となる恐れ。
- 新たに河畔林の除間伐を行うとともに、準用河川での除間伐を支援することで、水害発生を防ぐとともに、豊かな自然と美しい景観育成への効果も期待。

| | |
|--------------|--|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 県が管理する一級河川の区域外（民地）のうち、防災効果が高い箇所 で河畔林の除間伐 市町村が管理する準用河川区域及びその周辺の民地のうち、防災効果 が高い箇所における除間伐への支援 |
| 目指す成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> 防災強化が必要な河畔林のうち、流出危険性の高い立木の多い箇所や、 下流が宅地化しているなど、災害時の危険性が特に高い箇所を集中的に 実施。（県管理河川 概ね 45 箇所程度/5 年間、市町村管理河川 概ね 75 箇所程度/5 年間） |
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 県・市町村管理河川の河畔林除間伐 事業費概ね 6.0 億円程度、うち森林税概ね 5.6 億円程度 〔うち市町村分概ね 3.4 億円程度〕 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> これまで実施してきた県単独事業（河川維持事業）は、河川区域内（官 地）の立木・流木処理のみであり、治水上支障となる可能性の高い河川 沿い（民地）の立木の除間伐は対象外。 類似の国庫補助事業はない。 |

(3) 県民協働による里山の整備・利用

<必要性・独自性>

- 過疎化・高齢化が進む山村地域で里山を保全するには、地域住民等による里山の多面的な利活用を進め、管理の空洞化の抑制につながるような権利関係の調整を行いつつ、間伐等の整備を推進することが有効であり、こうした活動を県内全域で展開していくことが重要。
- このような観点から、「長野県ふるさとの森林づくり条例」では、地域住民が自発的に里山保全を図ろうとする地域を市町村の申し出により知事が「里山整備利用地域」に認定し、里山の整備及びその利用に関する活動を促進しているが、里山整備利用地域の認定は、現在 5 地域 455ha にとどまっている状況。
- このため、こうした制度を効果的に活用しつつ、住民協働による里山の整備を促進するとともに、木材利用をはじめとする多面的な森林資源の利活用を進めることで、森林と地域の関係性を再生し、自立的・持続的な長野県独自の森林管理を構築していくことが必要。
- 間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、路網整備を含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、間伐材等の利活用を進めることが必要。

- ・ 自立的な里山の多面的利活用を行う事業主体を育成していくためには、資機材の導入支援や遊歩道の整備も必要。

| | |
|--------------|---|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民協働による里山の整備※（間伐、搬出間伐等） ※松くい虫被害地の再生や憩いの場をつくるための植栽支援、鳥獣被害対策としての緩衝帯整備など幅広い整備を支援対象とするとともに、事業者や地域住民ばかりでなくボランティアなど多様な者が参画できるよう柔軟に制度を設計 ・ 規模の小さな森林に対応するため、事業要件を見直し※ ※見直し後の要件等 <p>【里山整備事業】・ 1箇所当たりの整備面積：0.1ha以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者との協定期間（現行20年）を10年間に緩和 ・ 道路沿い等で経費が割高になる場所は実態に合わせた適正な単価を設定 <p>【境界明確化等条件整備】・ 1箇所当たりの面積要件なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条件整備実施後に間伐を実施する期限（現行翌年度）の上限を5年間に緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・ 里山整備を計画的に進めるための整備方針の作成 ・ 里山整備利用地域における活動推進主体の立ち上げ ・ 里山資源を利活用するための遊歩道の整備や薪割り機等の資機材の導入等 |
| 目指す成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 里山整備利用地域の認定※ 約150地域/5年間 ※認定要件（現行は一団の森林30ha以上）を5ha以上に緩和 ・ 地域住民等の主体的な参画による里山の整備・利活用 概ね1,500ha程度/5年間 |
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐、里山整備方針の作成、地域協議会の立ち上げ等、里山資源の利活用事業費概ね9.5億円程度、うち森林税概ね8.4億円程度 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模の小さな森林など、30ha以上の集約化が困難な場合は、国庫補助事業の対象外。 ・ 森林の保全管理を支援する国の森林・山村多面的機能発揮対策は、活動団体による個別の取組が主であり、「里山整備利用地域」において、市町村を含めた地域ぐるみの自立的・持続的な里山の利活用を目指す本事業とは目的が異なり、十分な対応ができない。 |

2 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用

(1) 県産材の利活用

<必要性・独自性>

- ・ 本県は、経済がグローバル化する中でも足腰の強い「地域経済づくり」を目指し、地域で消費するモノやサービスを、できるだけ地域で生産する、「地消地産」を推進し、木材資源の利活用についても、地域の特徴を活かした木材資源の循環利用と地消地産の仕組みづくりを推進。
- ・ 世界水準の山岳高原リゾート構築に向けて、観光地等における標識を、県産材を活用して製作することにより、県産材を効果的に活用するとともに、県産材の魅力を県内外にアピールすることが必要。
- ・ 幼少期に木と触れ合うことは、情緒を安定させるなど様々な効果をもたらすとされており、こうした観点からは子どもの安全・安心な居場所となる児童センター等は積極的に木質化等を図り、もって子どもの健全な育成を図ることが必要。

| | |
|--------------|---|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 統一した県産材公共サインの製作、設置 子どもの居場所となる児童センターや商業施設のキッズルーム等の木造・木質化、木製家具・木のおもちゃ等の設置を、モデルとなる先駆的で波及効果の高い施設（小規模なもの）を選定し支援 小中学校等の子どもたちに、木製品づくり体験と里山の重要性について学ぶ機会の提供、全県的な木工コンクールの開催を支援 |
| 目指す成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> 県産材公共サイン等設置枚数 概ね 250 枚程度/5 年間 (25 枚×10 広域) 子どもの居場所の木質化、木製家具・木のおもちゃ等の設置 概ね 175 箇所程度/5 年間 木工コンクール応募者数 概ね 5,500 人程度/年 |
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 県産材公共サインの製作、子どもの居場所の施設等整備支援、県産材を使った木製品づくり体験への支援 事業費概ね 3.0 億円程度、うち森林税概ね 2.1 億円程度 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> 公共サインは、都市整備事業の認定を取得した上で、都市整備や道路整備と一体的に道路案内標識等を設置する場合等にのみ国庫補助制度の対象となるが、県内を統一するサインの設置は国庫補助制度の対象外。 展示効果やシンボル性が高い公共施設のうち、事業費 500 万円以上かつ整備面積 300 m²以上の大規模な木造化・木質化の整備は国庫補助制度（木造公共施設整備事業）の対象となるが、本事業は国庫補助制度の対象外である小規模施設を想定している。 木製家具・木のおもちゃ等の設置や木工コンクールについては既存の支援制度はない。 |

(2) 未利用木材資源の利活用

<必要性・独自性>

- 薪は身近なバイオマスエネルギーであり、最適な里山資源の活用方法であるが、利用者と生産拠点が離れており、運送コストが割高になるなど非効率となっていることから、県内各地域において、薪の製造・販売拠点の整備、配送システムの構築を行い、地域で循環するコンパクトな流通の仕組みづくり（薪の駅）を進めることが必要。
- 本県の松くい虫被害は全国最多となっており、被害拡大防止のため、枯損木の速やかな処理が課題であるが、一方で松くい虫枯損木は水分が少なく優れた燃料チップ原料として期待されており、燃料チップの需要増が見込まれる木質バイオマスでの利活用を推進することが必要。

| | |
|--------------|---|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 地域内の薪の生産者・消費者等が参画し、地域で薪が循環するコンパクトな流通の仕組みづくりを支援 枯損したアカマツの伐倒、チップ化・バイオマス燃料等への資源活用を行うなど、被害拡大防止対策のモデル的取組を支援 |
| 目指す成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> 薪流通の仕組み構築モデル件数概ね 10 件程度/5 年間（各地域 1 箇所） 松くい虫被害全市町村（51 市町村）で実施/5 年間 |

| | |
|-------|---|
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 薪流通のモデル的な取組の資機材の購入費等、松くい虫枯損木の伐倒・輸送経費等 事業費概ね 1.3 億円程度、うち森林税概ね 1.1 億円程度 [うち市町村分概ね 0.9 億円程度] |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> 薪の流通に関する既存の支援制度はない。 松くい虫対策のための一定規模以上の松林（被害先端地域の防災上重要な松林など）の伐倒駆除等は国庫補助制度の対象であるが、本事業は、国庫補助制度の対象とならない松林の伐倒に加え、伐倒木のチップ化、バイオマス燃料等への資源活用への取組についても支援を行うものであり、国庫補助制度の対象外である。 |

3 森林づくりに関わる人材の育成

(1) 県民協働による森林の整備、利活用を促進する人材の育成・活用

<必要性・独自性>

- ・ 自立的・持続的な森林管理を進めるため、森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや、多くの関係者をコーディネートする人材の育成が急務。
- ・ 森林への期待や利活用の形態が多様化している現状において、NPO や自主的な森林づくりに取り組む方々など森林づくりに関わる人々の力の結集が必要。
- ・ 地域住民等の協働作業における安全性を確保するための技術講習等を行うことが必要。

| | |
|--------------|--|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> これまで育成された人材を活用し、森林の整備や多面的な利活用を推進するリーダーや、多くの関係者をコーディネートできる人材を育成* 地域住民がボランティアとして参加し、さらに意欲的な者には副業に結び付けていくことを見据えた里山の整備・利活用を実施するための技術講習等 |
| 目指す成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> 地域リーダーの育成 概ね 150 人程度（里山整備利用地域 150 地域程度に各 1 名）/5 年間 森林の整備利用に携わる人材の育成 概ね 4,500 人程度/5 年間（里山整備利用地域 150 地域程度×30 人） |
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> リーダー育成研修、安全技術講習 事業費概ね 0.3 億円程度、うち森林税概ね 0.3 億円程度 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> 地域リーダー育成や技術講習に関する支援制度はない |

(2) 森林の多面的な利活用を促進する人材の育成・活用

<必要性・独自性>

- ・ 本県の強みである豊かな森林資源や森林空間を維持していくには、地域による自立的・持続的な森林の利活用が必要。
- ・ とりわけ将来の森林保全を担う子どもたちに対する森林体験の機会を拡大し、将来の森林保全の担い手の裾野を広げることが必要。
- ・ このためには、森林セラピーやエコツーリズムなど、森林資源を有効に活用し、観光や健康、環境、教育等の他産業と結び付け、地域を支える多様な産業や交流を創出できる人材を育成することが必要。

- 特に、森林セラピー基地数全国1位の本県にとって、セラピー基地を観光面で活用できるよう、信州らしい魅力あるツアーメニュー等を提供できるガイドの質の向上が必要であり、また、関連産業（観光、健康、環境、教育等）を結びつけ、新たな地域活性化策を進めることができる人材の育成が必要。

(参考) 森林セラピー®

癒し効果が科学的に検証された森林浴を「森林セラピー」という。森林セラピー基地は医学的実験検証を受け、森林セラピーが体験できる森林であり、本県の森林セラピー基地数は全国1位（全国62箇所中、本県10箇所）。

| | |
|--------------|--|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 森林を利用した森林セラピーやエコツーリズムなどにおいて、利用者に合わせた信州らしい魅力あるツアーメニューの提供を行えるガイドの育成等 地域の活性化に向け、その地域の観光、健康、環境、教育等の産業との橋渡しを行うことのできるコーディネーターの育成等 |
| 目指す成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> エコツーリズムガイドや森林セラピー等地域コーディネーターの育成 |
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> エコツーリズムガイド、森林セラピー等コーディネーター育成事業費概ね0.4億円程度、うち森林税概ね0.4億円程度 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> ガイド育成やコーディネーター育成に関する支援制度はない。 |

(3) 自然教育・野外教育推進プログラムの開発普及に係る人材育成

<必要性・独自性>

- 本県の強みである豊かな自然の特性を生かし、子どもたちの「自然を通して生き抜く力」「自然を大切に作る心」を育むため、県内の自然教育、野外教育における本県ならではのプログラムの研究・開発及び普及とそれを実践できる人材育成が必要。

| | |
|--------------|---|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 大学・団体と連携した本県ならではの自然教育・野外教育プログラムの研究・開発・普及、指導人材育成。 |
| 目指す成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> モデル的に自然教育プログラムを実施する学校30校/5年間（小学校、中学校、高校から10校ずつモデル的に選定。） |
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> プログラム開発委託費、指導人材育成経費 事業費概ね0.1億円程度、うち森林税概ね0.1億円程度 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> プログラム開発、指導人材育成に関する支援制度はない。 |

4 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

(1) 学校林の整備

<必要性・独自性>

- 子どもの頃自然の中で遊んだりする体験が多いほど、自己肯定感が高くなる傾向があるという調査研究報告があることから、教育や子育てにおける森林の利活用を推進することが必要。
- 次世代の里山づくりを担う児童・生徒にとって、学校林は森林の重要性や多面的機能を学ぶ貴重な場であり、身近に森林がある本県の特性を活かし、自然教育・野外教育を推進する

ことが必要。

- ・ 全国に比べ多くの学校が学校林を保有（保有学校数全国第2位）しながらも、手入れが行われず、放置されてきた学校林については、整備し利活用することが必要。
- ・ 学校林を所有していない小・中・高等学校が、積極的に近隣等の森林を活用し、自然教育・野外教育に取り組むためにはフィールド整備の支援が必要。

（参考）学校林

- ・ 小・中・高等学校等において、児童・生徒への環境に関する教育、体験活動を目的に学校が保有している森林。
- ・ 県内小中高等学校 686 校のうち、学校林保有校は 197 校（県立 40・義務 153・私立 4）、全学校の 28.7%で全国 2 位。
- ・ 今後も森林体験等を目的として学校林の管理を継続する学校は 132 校。

| | |
|--------------|---|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校林の除間伐、拠点施設・歩道等の整備（県実施分（高等学校）、義務教育分（小中学校）） ・ 学校林運営団体への指導者派遣、資機材の購入支援 ・ 学校林を所有していない小・中・高等学校における新たなフィールド整備 |
| 目指す成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校林を保有し、活用希望のある学校において、学校林を活用した教育を可能とする。 ・ 長期間未整備のため利用困難な学校約 60 箇所程度/5 年間の学校林を整備 ・ モデル的に自然教育プログラムを実施する学校 30 校/5 年間（小・中・高各 10 校）でのフィールド整備 |
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備、指導者派遣、新たなフィールド整備等 事業費概ね 1.1 億円程度、うち森林税概ね 1.0 億円程度 〔うち市町村分概ね 0.6 億円程度〕 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模の小さな森林など、30ha 以上の集約化が困難な場合は、国庫補助事業の対象外。 |

(2) 信州やまほいく認定園のフィールド整備

<必要性・独自性>

- ・ 子どもの頃自然の中で遊んだりする体験が多いほど、自己肯定感が高くなる傾向があるという調査研究報告があることから、教育や子育てにおける森林の利活用を推進することが必要。
- ・ 本県は、豊かな森林資源や自然環境を活用し、屋外を中心とした体験活動を積極的に行う保育園・幼稚園等を認定する「信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度」を平成 27 年度に全国に先駆けて制定し、その普及を推進している。
- ・ 信州やまほいく認定園の活動フィールドの整備等を行うことにより、森林を活用した保育の安全性確保及び教育環境の充実を図ることが必要。

〔現状及び推計〕

認定園数 111 園（H29. 4. 1）、H31 末目標は 230 園その後 10 園／年の増と推計

| | |
|--------------|--|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 自然保育の活動フィールドの林間整備、歩道等の整備の支援 荒天時（落雷、豪雨等）の避難のための「あずまや」やトイレ等の付帯施設の整備の支援 |
| 目指す成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> 整備が必要な森林を自ら所有又は賃借して使用する認定園等、約 25 園程度/5 年間の整備 |
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 自然保育の活動フィールド、付帯施設の整備 事業費概ね 0.4 億円程度、うち森林税概ね 0.3 億円程度 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> フィールド整備に対する支援制度はない（認定団体のうち、認可外保育施設を対象とした人件費を助成する制度（信州型自然保育認定団体助成事業：県単独事業）がある）。 |

(3) まちなかの「森」の整備

<必要性・独自性>

- 平成 31 年 4～6 月、県内初開催となる「全国都市緑化信州フェア」を契機に、市街地においても、木々に親しめる緑地整備を集中的に推進することが必要。
- 加えて、市街地の緑地は、ヒートアイランド現象の緩和や大気浄化などの生活環境の保全に寄与するとともに、安らぎや癒し効果により人々の快適な暮らしを支え、長野県らしい景観を提供することから、適切な整備が必要。

(参考) 人口集中地域区域内の都市公園面積の割合 2.74% (全国 36 位)

| | |
|--------------|--|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> NPO 等の民間団体等が、市街地の空き地等で行う森林を身近に感じられる植栽・県産材によるベンチなどの緑地の整備を支援 |
| 目指す成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> 県民協働による市街地の緑化整備 概ね 25 箇所程度/5 年間 |
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 500m² 未満の小規模な緑地における、植栽・休憩施設整備の支援 事業費概ね 0.8 億円程度、うち森林税概ね 0.3 億円程度 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 6 月、国は「市民緑地認定制度」を創設（都市緑地法改正）し、NPO や企業等の民間主体が設置管理者として空き地等を公園的な空間に整備・公開する取組を促進するため、植栽・ベンチ等の施設整備に対する支援として国庫補助制度が創設されたが、面積要件（500m² 以上）があり、小規模緑地は国庫補助の対象外。 |

(4) 観光地の景観整備

<必要性・独自性>

- 本県は、観光を軸とした地域経営の体制を整備することにより、県内観光業の「稼ぐ力」を高めて雇用や移住に結びつけ、世界と競争できる「観光大県づくり」を推進。
- 本県が目指す世界水準の山岳高原リゾート構築のためには、本県の強みである豊かな森林資源を活かした観光地の魅力向上が不可欠。
- 地域の景観に合致した間伐の実施、街路樹の整備等や、地域の特性・ニーズに合わせた、間伐、除伐、竹林整備等が必要。

| | |
|--------------|--|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 山岳高原リゾートを形成する観光地周辺の街路等において、景観形成のための街路樹の整備・植樹を実施 道路沿線、公園周辺等における地域の景観に合致した間伐、除伐、竹林整備等を支援 巨樹・古木などの天然記念物の保護活動を支援 |
| めざす成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> 街路樹等の整備を行う街路延長 概ね延べ40km程度/5年間 地域の景観に合致した間伐等 概ね85ha程度/5年間 |
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 街路樹等の整備、道路沿線・公園周辺等における間伐等 事業費概ね1.3億円程度、うち森林税概ね1.2億円程度〔うち市町村分概ね0.4億円程度〕 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> これまで、県単独事業（道路橋梁維持修繕費）として、標識や信号が見えにくい箇所や車両損傷の恐れがある箇所等について、緊急性を勘案して、街路樹の整備等を実施してきたが、観光地の景観形成のための街路樹の整備・植樹による長野県らしい森林・緑づくりは新たな取組。 |

(5) 森林セラピーの機能向上

<必要性・独自性>

- 森林を活用し農林業・観光・医療の各分野が連携した取組である「森林セラピー」は、新たな地域活性化策として期待されている。
本県の強みである基地数最多の「森林セラピー県」として、県内及び全国からの森林セラピー体験者に対し、安全に利用できるセラピー基地内のフィールド整備・施設整備が必要。

| | |
|--------------|---|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者に優しく使いやすいバリアフリー化トイレ、遊歩道等関係施設の補修の支援 森林の癒し機能回復・保全のための修景伐採に対する補助 |
| 目指す成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> 森林セラピー基地の整備 全10箇所/5年間 |
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 施設補修等の支援、修景伐採に対する補助 事業費概ね0.9億円程度、うち森林税概ね0.5億円程度 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> 森林セラピー基地の整備に関する支援制度はない。 |

5 市町村に対する財政調整的視点での支援（森林づくり推進支援金）

<必要性・独自性>

- 従来の施策では対象にならない喫緊の課題に対応できるとして市町村の評価が高い。
- 広い県土を有する本県においては、各地域の様々な課題に応じた森林整備等の取組が不可欠であることから、市町村がきめ細やかな対応を行うための一定の財源が必要。
- 森林を多く抱える山間部の町村は、総じて人口が少なく財政規模も小さいことから、森林面積等に応じた配分を行う財政調整的な性格を有する支援は不可欠。

| | |
|--------------|---|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 森林づくり指針に掲げる方針を踏まえつつ、森林に関する各地域の様々な課題解決のための市町村の取組を支援 人口や森林面積等に応じ、市町村に再配分（財政調整） |
| 目指す成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> 全ての市町村で地域固有の課題の解決の取組が行われること（市町村において、毎年度成果の把握・検証を行い、説明責任を果たしていただくこととする）。 |
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 森林づくり推進支援金 事業費概ね 4.5 億円程度、うち森林税概ね 4.5 億円程度 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> 国庫補助等の既存施策の対象とならない市町村の取組を支援対象とするもので、県独自の施策である。 |

6 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証

<必要性・独自性>

- 県民アンケートでは、森林税の名称だけは知っていると回答した人が 68.4%となっている一方で、使い道がよくわからないと回答した人が 73.5%に及ぶことから、使途の認知度を向上させるため、より積極的かつ効果的な広報に努めることが必要。
- 特に若年層での理解が広がっていないことから、SNS 等を活用した広報の実施率などにより、森林の多面的な利用等の活動への参加を促進することが必要。
※若い世代のアイデアを取り入れるため、県内の学生を対象にしたワークショップの開催等を実施
- 温暖化対策等の観点から、企業の森林づくりへの参画が進んでおり（全国第 2 位）、引き続き、多様な主体の参画を進めることが必要。
- チェック機能を強化しつつ、引き続き県民会議、地域会議による森林税を活用した事業の評価・検証を実施するとともに、県民目線による制度や事業の見直しの提案等が不可欠。

| | |
|--------------|--|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 森林づくりの重要性や森林税を活用した取組などの普及啓発 企業・団体等に森林づくりに参画してもらうための働きかけ [森林（もり）の里親制度、CO2 吸収・固定評価制度] 森林税の評価・検証を行う県民会議・地域会議の開催 |
| 目指す成果 目標値 | <ul style="list-style-type: none"> 森林税の使途の認知度 30% 企業・団体等と地域との協定の締結 25 件/5 年 |
| 概算事業費 | <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発及び評価・検証 事業費概ね 0.6 億円程度、うち森林税概ね 0.6 億円程度 |
| 財源 | <ul style="list-style-type: none"> 森林税を活用した県独自の取組であり、他の支援制度はない。 |

「森林づくり県民税活用事業（案）」に追加する内容について

| 御意見・御質問の要旨 | 御意見・御質問を踏まえた考え方 |
|---|--|
| <p>現行の集約化事業は、翌年度に間伐事業を実施することが条件とされており、現実問題として活用することができない。</p> | <p>翌年度に間伐を実施する条件については、5年間に上限に緩和する。</p> |
| <p>森林資源が利用期に移行している。主伐後の再造林を森林税の対象として欲しい。</p> | <p>森林税では、里山整備利用地域内における里山を再生するための植樹作業など、地域が協働して取り組む活動を支援対象とする。</p> <p>なお、主伐・再造林の取組は、本県が林業県へと飛躍するための大変重要な取組だが、森林税を中心とするのではなく、県の林業政策の重要課題として取り組むべきと認識している。本年度から、再造林コストの低減を図るため、伐採と再造林の一貫作業システムの実証試験を行っているところであり、今後、低コスト造林技術の普及・定着を図っていく。</p> |
| <p>松くい虫被害が急速に拡大しており、森林税も活用して早急に被害対策を講じて欲しい。</p> | <p>森林税を活用した松くい虫対策としては、里山整備利用地域における被害木処理や里山再生（植栽含む）、被害木活用モデル（チップ化等）支援、森林づくり推進支援金による枯損木処理、樹種転換等の取組を想定しているところであり、市町村とも協力して、住民の皆様の御理解を得られるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>なお、松くい虫被害対策全般については、危機感を持って対応しており、ライフライン周辺の森林所有者の負担を伴わない対応や、守るべき松林の整備、樹種転換、被害木の利活用などの取組を複合的・効果的に組み合わせていくことが重要と考えている。</p> |
| <p>鳥獣被害対策としての緩衝帯整備を森林税の対象として欲しい。</p> | <p>野生鳥獣被害対策については、里山整備利用地域において、地域の特徴を活かし、緩衝帯整備にも資する多様な施業を支援対象とする。</p> <p>また、市町村が必要と認める場合には、森林づくり推進支援金を緩衝帯の整備に活用いただきたい。</p> |

| 御意見・御質問の要旨 | 御意見・御質問を踏まえた考え方 |
|--|---|
| ツルの除去など、ボランティアを募って実施する経費を森林税の対象として欲しい。 | 「里山整備利用地域」では、事業者や地域住民だけでなく、ボランティアなど多様な者が参画できるよう柔軟な制度設計とし必要な経費を支援対象としたい。 |
| 里山の林縁部等（道路や線路、民家に接している場所）は電線やフェンス等が設置されており、伐採するための特殊な技術が必要になり、経費も割高になるので、補助金を算出する際の標準単価を考慮して欲しい。 | 標準単価の適用が困難な林縁部等については、現場の実態に合わせた適正な単価を設定する。 |
| 里山整備を実施する際に、所有者と皆伐等を制限する協定を結ぶことになるが、長期間（20年間）となっているため所有者が躊躇するケースも多い。協定期間を緩和して欲しい。 | 所有者との協定期間については、10年間に緩和する。 |
| 里山整備利用地域の認定要件（一団の森林 30ha以上）を緩和して欲しい。 | 里山整備利用地域の認定要件については、5ha以上に緩和する。 |
| 天然記念物に指定された木の健康診断や樹勢の回復などにも活用して欲しい。 | 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用に関する事業において、巨樹・古木などの天然記念物の保護活動を支援対象とする。 |
| 地域の活性化という視点では、森林の利活用に関して、もっと若い人の力を借りてアイデアを集めてはどうか。 | 若い世代のアイデアを取り入れるため、県内の学生を対象にしたワークショップの開催等を実施する。 |